

「第2次大分市自転車活用推進計画(案)」に対し意見表明

～「だれもが安全・快適に自転車を利用できるまちの実現」に向けて～

一般社団法人日本損害保険協会大分損保会(会長：甲斐 友邦 東京海上日動火災保険株式会社 大分支店長)では、2025年1月15日付で公表された「第2次大分市自転車活用推進計画」の意見募集に対し、2月13日付で意見表明を行いました。

当該計画は、市民一人ひとりにとって自転車が魅力的な交通手段となるよう、関係者と連携して効果的に取組を推進するために策定されるものであり、大分損保会では、その様々な取組等に対して、次のとおり意見を表明しています。

《主な意見内容》

P41 第4章 国の方向性と本市の課題 4 思いやり<安全・安心>

「思いやり」に掲げる本市の課題に同意します。

特に、P19のヘルメットの着用(県レベル)は、全国的に見れば極めて高い着用率となっていますが、48%にとどまっていることや、P23のアンケート調査結果では自転車保険の加入義務の認知は進んでいるものの、加入している割合は44%にとどまっていることなどの現状を鑑みて「ヘルメットの着用や自転車損害賠償責任保険加入の促進など、自転車の安全利用に関する啓発を進めることが必要です。」との課題認識に賛同します。

P44 第5章 基本計画 1 基本方針

本市においてはP12に記載されているように人口の高齢化が進展するなかで、自転車利用の促進により、市民の健康維持増進はもとより、環境負荷の低減や、渋滞緩和などの公益増進を図るため、「だれもが安全・快適に自転車を利用できるまちの実現」を基本方針とすることに賛同します。

P48 第6章 具体的な取組 1 安全で快適な自転車通行空間づくり

児童から高齢者まで、だれもが安全・快適に自転車を利用するためには、自転車の走行環境の整備が重要と考えており、「自転車通行空間づくり」に賛同します。

なお、本計画期間の「令和7～11年度」の整備目標が本計画には明記されていませんが、具体的な数値目標を記載することが困難であれば、目標設定に係る基本的な考え方を明示するなど検討いただきたい。

(例：〇〇地区の整備等を通じて、前計画期間の整備距離以上を整備する)

P59 第6章 具体的な取組 7 自転車の安全利用

(1)安全・安心な自転車利用の推進における点検整備や自転車損害賠償責任保険の普及につき賛同します。なお、条例で加入義務が課されている自転車損害賠償責任保険については、P23のアンケート調査結果では、義務化を知っていても、多数の方が加入していないとの回答をしています。当該回答結果の要因として、「①本当に加入していない」、「②実質的に加入しているが、当該保険を認知していない」の2つが考えられることから、さらなる要因分析等をしていただき、効果的な周知活動に努めていただきたい。

(2)自転車安全利用五則をはじめとしたルール・マナーの周知についても賛同します。なお、「いわゆる「青切符」による取締りの導入など、交通ルールの法改正があった場合は速やかに、市民へ周知します。」との「青切符」の部分は例示であると承知していますが、昨年11月道路交通法の改正施行により、自転車の飲酒運転等により多数の県民の方が検挙等(2024年11月だけで2人が摘発、66人が指導警告)されていることから、現行であっても重大な法律違反になることを市民に引き続き周知いただきたい。